

## 確認 / 案内事項

- 【6】 立体駐車場へ車を接触させた、その他トラブル  
立体駐車場機械操作をして安全に入庫できるか確認
- |      |   |                 |
|------|---|-----------------|
| ・ 可  | / | 入電者情報を確認し【9】へ   |
| ・ 不可 | / | 貼り紙対応の打診を行い【7】へ |
- ※操作すると立体駐車場や車両に被害が出そうな場合、操作不可として対応する  
※入電者が操作したくない様子の場合、操作不可として対応する
- 【7】 業者等への個人情報開示に了承頂けるか確認し【9】へ  
※入居者過失の可能性がある場合は、費用案内必須  
※作業立会は、ご協力頂けるのであればお願い→トラブルの直接関係者でない場合、無理強い不可
- 【8】 物件データにBM(ビルマネジメント)会社・立体駐車場業者の登録があるか確認
- |     |   |                                  |
|-----|---|----------------------------------|
| ・ 有 | / | BM会社・立体駐車場業者へ連絡し、対応可否、有償か無償か確認   |
| ・ 無 | / | 無償の場合は依頼、対応不可および費用の確認が必要な場合は【9】へ |
- ※鍵が抜けない場合、鍵業者で鍵抜きまでは対応できる場合あり  
※操作盤に緊急連絡先の掲示があるなら、教えて頂き連絡する
- 【9】 物件担当への緊急連絡が必要かポイント事項等を確認
- |      |   |                      |
|------|---|----------------------|
| ・ 要  | / | 緊急連絡し、担当指示に従い対応【10】へ |
| ・ 不要 | / | 【10】へ                |
- 【10】 ポイント事項を確認し連絡、手配、案内、報告を行う  
※共用部空きスペースに駐車の場合、他の車両の移動の邪魔にならないように注意を促す  
※コインパーキングやタクシー利用の費用負担について質問された場合は、支払い約束はせず  
領収書保管を促し翌営業日の担当折返しを案内  
(ポイント事項に取決めの記載があればそれに従い案内)

## 補助情報

## 操作盤例

